



令和6年12月2日以降の 受診方法について

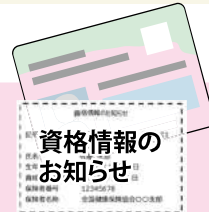
※現時点で国から示されている方針等に基づき作成しております。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

令和6年12月2日以降、医療機関に受診するときはどうなりますか？

マイナ保険証を使用した受診方法

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することで、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご確認ください。(右の二次元コードからアクセス)



オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関は、以下の方法で受診することができます。

- **マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）**
マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
- **マイナ保険証+資格情報のお知らせ**
スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

その他の受診方法

- **健康保険証（令和7年12月1日まで）**
現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。
- **資格確認書**
マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方については、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

あなたの会社も
健康宣言しませんか？

まず「協会けんぽと健康宣言」にエントリー
様々なサポートを活用して健康づくりに取り組みましょう

詳細はこちら↓



研修会・セミナーのご案内

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商品です。

岐阜産業保健総合支援センターでは、産業保健相談員等の専門スタッフが、事業者、衛生管理者、人事労務担当者等の産業保健関係者向けの研修・セミナーを実施しています。

研修内容：メンタル不調者への相談対応、糖尿病と脂質異常症など

参加費無料

詳細はこちら↓



岐阜県
からの
お知らせ

健康づくりで、ポイント貯まる！
清流の国ぎふ
健康・スポーツポイント事業

対象者：岐阜県民の方

健診の受診やウォーキング、スポーツイベントへの参加など、健康づくりに取り組み、一定のポイントが貯まると特典が受けられます！

詳細はこちら↓

